

論 説

## 移民規制に関するリバタリアンの議論

森 村 進

- 1 序
- 2 移民規制に反対するリバタリアン
- 3 移民規制に賛成するリバタリアン
- 4 実際的な結論

### 1 序

私は最近「移民の規制は正当化できるか?」(森村 [2014]。以下「別稿」と呼ぶ)という論文で〈国境を超えた移民を国家が禁止したり制限したりすることについて、道徳的に正当な権限があるか〉という問題を取り扱った。

移民(およびその制限)という現象は昔から存在するし、特定の地域や時代の移民に関する歴史学や社会学の研究も多いが、規制の道徳的正当性という問題が倫理学や政治哲学で論じられるようになったのはようやく最近、前世紀末になってからにすぎない。別稿において私はそれらの文献の中に見出される様々の規範的な考慮と観念を取り上げて、それぞれが移民規制を支持する方向に働くか、それとも逆に批判する方向に働くかを検討した。私はそれらの考慮・観念を、自由権、民主主義、社会の一体性と文化的統一、経済的豊かさ、配分的正義(特に平等)、エコロジー、パターンリズムの7種類に分類した。これらの中には、社会の一体性やエコロジーのように移民規制を支持しそうなものもあるが、それよりも自由権や経済的豊かさのように移民規制に反対するものの方が重要だから移民の制約は基本的に撤廃されるべきだ、というのが、私の結論だった。合理的に、そして道徳的に考えるならば、この結論は極端な

コミュニタリアンや保守主義者を別にすると、リバタリアンだけでなく平等主義的リベラルや功利主義者を含む大部分の人々に受け入れられるものだと私は信ずるが、私自身の立場が自己所有権を重視する自然権のリバタリアニズムであることを否定するつもりはない。そしてリバタリアニズムは移民の自由を認めると一般に理解されている。

ところが実際には、今日のリバタリアンの中には移民規制を提唱する人々が無視できない程度に存在する。別稿ではこのような論者の主張を検討する余地がなかったが、本論は移民の自由に関するリバタリアン内部の議論の対立を紹介し検討して、移民規制の正当性という問題をさらに詳しく検討してみたい。ここで紹介する文献は大部分別稿で取り上げなかったものである。

以下の議論では別稿と同様に、移民が入国しようとする国(移民受け入れ国)を「I国」と呼び、移民が出国する国(移民送り出し国)を「E国」と呼ぶことにする。本論で取り上げる論者の多くはアメリカ人であり、彼らの多くは明示的あるいは黙示的にI国としてアメリカを、E国として隣国メキシコをはじめとする途上国を念頭に置いている。私自身は本稿で特定の国を想定しないが、E国よりもI国の方が住民の平均的な生活水準が高いという意味で豊かな国であることが普通だろう。

## 2 移民規制に反対するリバタリアン

現代のアナルコ・キャピタリストの中で特に有名な経済学者デイヴィッド・フリードマンは『自由のためのメカニズム』で積極的な移民受け入れ政策を提唱した。彼は過去のアメリカでそうであったように、自由移民制度が安価な未熟練労働力だけでなく企業家的能力を含む新しい技術・能力をもたらし、移民とアメリカ人の両方を豊かにするだろうという経済学的主張を行ったあと、続いて以下のように自由の理念に訴えかける。

アメリカの現在世代の経済的あるいは心理的な「利益」という観点からこの議論を提起しなければならないのは残念である。話をもっと

単純である。ここに来て、ここに住み、ここで仕事をし、ここで子供を育て、ここで死にたいと願っている人々がおそらく何百万人も存在している。私たちの両親や祖父母がそうであったように、アメリカ人になりたいと思っている人々が存在しているのである。(フリードマン [2003] 第14章。引用は90ページ)

これはリバタリアンによる移民規制反対論の極めて単刀直入な例だが、他にも類似の議論はたくさんあげることができる。その中で管見の限り一番詳細なものは(次節で取り上げる、一部のリバタリアンの移民制限支持論を批判する論文を別にすると)哲学者マイクル・ヒューマーの論文「移民への権利は存在するか？」(Huemer [2010])である。以下ではこの論文の内容を見てみたい。

ヒューマーはまず移民規制と原理的に同類である(と彼が考える)不正な干渉の例をあげて移民規制の不正さを示す。この例は、少し長くなるが、彼が自著の中にその論文の趣旨を要約した部分の引用で紹介する。

マーヴィンは食物を必要としている。それがなければ彼は栄養失調か飢えに苦しむことになるだろう。彼は近くの市場に行く計画を立てている。彼はそこで食物を買うことができるだろう。ところが彼がその市場に到着する前に、彼はサムに声をかけられる。サムはマーヴィンが市場で買い物をするを二つの理由から望まない。第一に、サムの娘がこれから市場に買い物に行くところで、サムはマーヴィンが食物の値段を引き上げてしまうのではないかと恐れている。それどころか、市場に行く人が多すぎると、パンが売り切れになってしまう店が出てくるかもしれない。第二に、マーヴィンは現在その市場にいる人々の大部分とは違った文化から来ていて、サムはマーヴィンが他の人々に影響を及ぼし、かくしてその市場の文化を変えてしまうのではないかと恐れている。サムはこの問題を実力で解決することに決める。彼はマーヴィンに銃を突きつけ、帰るように命ずる。飢えたマーヴィンはかくして空手で家に帰ることを強いられる。

この物語の中でサムがマーヴィンを強制して帰らせる理由は、明ら

かに不十分である。さらにマーヴィンが市場に到着できない結果として受けるいかなる害悪についてもサムは罪があることになる。それらはサムがマーヴィンに加えた害悪になる。もしマーヴィンが餓死するならば、サムが彼を殺したことになる。このことは、マーヴィンが飢えて食物がなかったという最初の状態についてサムに責任がなかったとしても真である。なぜならサムはマーヴィンがもっと多くの食物を得ることを積極的に妨げたのだから。もしある人が飢えていて、そしてあなたが彼に食物を与えることを拒むならば、あなたは彼を飢えるがままにしている。しかしもしあなたがさらに、彼が誰か別の人から食物を得ることに強制的に干渉するならば、あなたは単に彼を飢えるがままにしているのではなくて、彼を飢えさせているのである。同じことがもっと小さな害悪についてもあてはまる。たとえば、もしマーヴィンが市場に到着できない結果として栄養失調に苦しむだけならば、サムはその害悪を彼に加えることになる。

この物語のサムの行動は、貧しい移民を排斥する現代のいかなる国の政府の行動にも似ている。途上国から移民になろうとする人々は、豊かな国々の市場に参加するためにやってくる。豊かな国々の政府はこれらの移民になろうとする人々をルーティンとして排斥する。その結果、多くの人々が予想される寿命を大幅に減らす。政府は、単にこれらの移民になろうとする人々に害悪が降りかかるがままにしているのではない。もし政府が消極的に座視していて、移民になろうとする人々に援助を与えることを拒むだけならば、それは害悪が発生するがままにしたことになる。しかし政府は消極的に座視しているのではない。世界中のすべての豊かな国々の政府は、武装したガードを意図的に雇って、望まれていない人々を強制的に排除しているのである。上記の物語の中でサムがマーヴィンに害悪を与えたのと同じように、この強制的干渉は彼らに積極的に害を与えることになる。

移民規制を支持するために挙げられる最も普通の理由は二つある。第一は〈新しい移民は労働市場で既存のアメリカ人と競争し、かくして非熟練労働の賃金を下降させ、アメリカ人労働者が職を見つけることを一層難しくする〉というもの。第二は〈もしあまりに多くの移民

がこの国にはいってくと、彼らはこの国の文化を変えるだろう」というもの。第一の懸念は、マーヴィンがサムの子と市場で競争することに関するサムの子の懸念と同様である。通常の市場競争を通じて第三者が経済的な不利益をこうむらないようにするというだけの目的で、別の人物に対して強制力を用いることは許されない。第二の懸念は、市場の文化に関するサムの子の懸念と同様である。ある人物が自分の社会の文化に対して自分の望まない仕方の影響を与えることを妨げるというだけの目的で、その人物に対して強制力を用いることは許されない。(Huemer [2013] pp. 142f.)

以上がヒューマーの移民規制批判の核心である。ヒューマーの主張によれば「豊かな国の政府は、自国が積極的に他国に害を加えたのでない限り、貧しい国々を援助する義務はないが、そこからの移民を排斥する権利もない」ということになる。

さらにヒューマーは論文の中で、移民規制を要求するいくつかの理由づけを批判して上記の主張を敷衍している(Huemer [2010] pp. 436-455)。そこで検討される第一の理由は、上記の引用文の最後の段落における第一の理由でもある。だがアメリカの労働者の収入がいくらか減るということは貧しい移民労働者を強制的に排除する理由にはならない、とヒューマーは言う。

第二の理由は「国家はその国民に対する特別の責務を負う」というものである。しかし国民の中では移民労働によって利益を受ける人々の方が不利益を受ける人々より多いし、移民の流入は全体としてアメリカ人の経済的狀態を向上させるだろう。また国家が国民に対して特別の義務を負っているとしても、それは外国人に対して強制的に害を加える権利を与えるものではない。

第三の理由は、「国家はその社会の最も貧しい人々の利益を優先させるべきだ」という「優先説」である。だがロールズの「格差原理」に代表されるこの見解はなぜ移民の制約を正当化することになるのか? 「優先説」を国際的に適用すれば、むしろI国の貧しい人々よりも一層貧しいE国からの移民を優先させるべきだということになるだろう。多くの「優

先説) 論者がそう考えないのは、分配的正義は一国内部に限定される問題であって国境を超えことがないと信じているからだ、この前提は疑わしい。それに百歩譲って分配的正義の〈優先説〉を国内だけで採用するとしても、それはE国人の入国の排除という積極的な強制まで正当化できるわけではない。

第四の理由は上記の引用文でいう第二の憂慮で、〈国家はその国独自の文化を保護するため、その文化を破壊する移民を制限する権利を持つ〉というものである。しかし経験的な問題として、現在アメリカ文化はむしろ他の文化を圧倒するくらい繁栄しており、移民のために消滅の危機にさらされてなどいない。また倫理的な問題として、文化の保全は移民排除の中に含まれるような強制を正当化するものではない。それに現在の文化への脅威は移民だけでなくI国人自身によってももたらされる。たとえばキリスト教徒だけが住んでいる地域で住民の一部が仏教に改宗したり仏教徒に家を売ったりしたら、その地域の文化は変わってしまうが、その文化を保護するために改宗や家の売却を禁止することは許されない。

第五の理由は、〈移民の流入はアメリカを崩壊させてしまう〉というものである。たとえばブライアン・バリーは、国境を解放したら少なくとも十億人以上の移民がアメリカに押し寄せてきて、政府の教育・保健事業を崩壊させ、犯罪をばひこらせ、民主政治を破壊し、環境を荒廃させ、生活水準を第三世界並みに下げてしまう、と言っている。しかしこれらの危惧は大幅に誇張されていると考えるべき経験的な証拠がある。十億人以上の移民がアメリカにやってくるとはどうい思えない。またアメリカには現在の割合を超える移民を受け入れる余地が十分にある。しかしこれらの危惧が現実化する可能性も一概に否定できないから、移民の受け入れは深刻な問題が生じない限り徐々に増やしていく、という方法をとるのがよいかもしい。

ヒューマーはこのように論じて、移民制限を支持する五つの理由それぞれに反論したあと、それらの個別的な理由づけとは独立に、〈国家は移民を制限する権利を持っている〉という一般的な前提に反対している(Ibid., pp. 455-8)。この種の議論は、シチズンシップ(市民権=国民たる地

位)と他の種類の組織のメンバーシップとのアナロジーに基づいていることが多い。私的なクラブが誰をそのメンバーに受け入れるかを決定する権限を持っているように、国家も誰を受け入れるかを決める権限を持っているというのである。

この議論に対しては二つの重要な反論がある。第一に、誰もが生きていくためには実際上少なくとも一つの国の国民である必要があるのに対して、誰もいかなる私的なクラブに所属する義務もないし、そのようにして生活していきける。第二に、私的なクラブならばそのメンバーシップ資格に(道徳に反しない限り)どんな制限でも課することができるが、シチズンシップについてそんなことを言う論者はいない。たとえば政治的意見の表明を控える人だけを受け入れるクラブは可能だが、そのような人にしかシチズンシップを与えないことは不当である。国家はシチズンシップを与える条件として、私的なクラブのような自由を持っていないのである。結局国家とクラブのアナロジーは成立しない。

ヒューマーは論文の「結論」の前半で、移民に関する自分の議論は他の人々の議論の多くと違い、帰結主義的な考慮や分配的正義といった一般的で論争の余地の大きい哲学的理論の応用ではなく、移民となろうとする人々の〈強制からの自由〉という、ほとんど誰もが受け入れる権利に焦点を当てている、と主張する(Ibid., pp. 458-60)。この方法は、包括的な道徳原理から演繹するのではなしに比較的論争の余地の少ない個別的直観から出発して理論化に至るといふ、彼が採用する倫理的直観主義(Huemer [2010] pp. 14-17)の一例である。ヒューマーは「結論」の後半では、移民規制が道徳的に正当化しがたいにもかかわらず現実には反移民論が有力である原因として、〈外国人の権利と利益をたやすく忘れる〉というナショナリズムのバイアスを指摘し、現在のアメリカ人が人種差別や性差別と同様にそれを克服することを求めている(Huemer [2013] pp. 460f.)。

私はヒューマーが〈移民の排斥は移民しようとする人々に対する積極的な強制である〉という彼の前提に人々が賛成する程度を過大に予測しているのではないかという疑問を持つ。また無制限な移民開放が受入れ国にもたらす影響について楽観的すぎるのではないかと感ずる読者もい

るだろう。だがともかくその議論がリバタリアニズムの立場からは首尾一貫したもので説得力があることは否定しがたい。

以上あげたフリードマンとヒューマーの著作以外にも、リバタリアニズムを一般読者向けに解説したり提唱したりする書物では移民の自由が説かれるのが普通である(たとえば、Norberg [2003] pp. 145-150; Narveson [2003] pp. 178-180; Boaz [2008] pp. 114f.; Griswold [2008]; Brennan [2012] sec. 49; Casey [2012] p. 8)。それらの書物には、リバタリアニズムとしばしば混同されがちな保守主義とリバタリアニズムとの相違の一つとして移民制限に対する賛否の態度をあげるものもある(Sciabarra [2000] p. 194; Huebert [2010] p. 27; Casey [2012] p. 52)。そしてチャンドラン・カカサスとロレン・ロマスキーという二人の政治哲学者は、典型的なリバタリアンほどには政府の機能を厳しく制限しようとしないので古典的自由主義者と呼んだ方が適当かもしれないが、ともに福祉給付を維持するという考慮は移民の自由を否定する理由にはならないと考えて、移民に開かれた国境を提唱している(Kukathas [2014]; Lomasky [2001])。日本では桂木隆夫が、「自由でフェアな市場」による外国人労働者の受け入れを提唱している(桂木 [1992])。なおフリードマンとヒューマーの議論では前面に出ていなかったが、多くのリバタリアンは移民の自由を主張する理由として、移民の権利と経済的利益だけでなく、彼らを受け入れようとするE国民の経済的自由と結社の自由をもあげる。この点にリバタリアンの移民規制反対論の特色がある(森村 [2014] 第2節(2)(3))。

リバタリアンでない研究者の間でも、リバタリアニズムが移民規制に反対するという理解は普及している。たとえば移民規制を支持する代表的な論客であるクリストファー・ヒース・ウェルマンは、移民規制廃止論者のフィリップ・コールとの共著『移民の倫理を討論する』の中で一章をさいて「開かれた国境を支持するリバタリアンの議論」を検討している(Wellman and Cole [2011] ch. 3. ほかにCarens [1995] pp. 230-3, Wenz [2009] ch. 13による紹介がある)。ウェルマンによると、リバタリアンは移民を受け入れようとするI国人の所有権とI国にはいろいろとするE国人の移動の自由という2種類の権利に訴えかけるが、そもそも所有

権も移動の自由も絶対的な権利ではなく、国家の権威に服するものであって、移民がI国の国民に与えるコストや影響力を考えれば国家が移民を制約することには十分な理由がある、というのである。おそらくウェルマンのこの反論に対してリバタリアンが行うであろう回答は、所有権や移動の自由は万人が持つ権利であり、それらがかりに絶対的なものでないとしても、移民がI国の国民(の一部)に不利な影響を与えるというだけでは制限する理由にならない、というものだろう。

### 3 移民規制に賛成するリバタリアン

ところが最近一部のリバタリアンはこれらと違って、リバタリアニズムは移民の制限を正当化すると主張している。彼らに反対する人の中には〈移民制限を主張する以上、彼らは真のリバタリアンとは言えない〉と考える人もいるだろうが、彼らはそれ以外の論点では大部分リバタリアンな主張をしているのだから、リバタリアンに分類しておこう。(無政府資本主義の経済学者ウォルター・ブロックは、リバタリアンの国会議員であるロン・ポールが、移民はアメリカ人労働者の賃金を低下させるという理由で移民規制を提唱していることはリバタリアニズムからの逸脱だが、ポールはその他の点では典型的なリバタリアンだと言う。Block [2010] p. 157.)おそらく移民規制は国防や刑罰制度や相続制度や無体財産権とともに、リバタリアンの間でも見解が分かれる論点なのだろう。彼らの主張とそれに関する議論はリバタリアニズム理論の専門誌である*Journal of Libertarian Studies*の中で熱心に行われた(Simon [1998]; Block [1998]; Huerta de Soto [1998]; Machan [1998]; Hospers [1998]; Hoppe [1998]; Hoppe [2002]; Gregory and Block [2007]; Esplugas and Lora [2010]; Krepelka [2010]; Block [2011a] [2011b])。このことはリバタリアンたちの間で移民問題が重要な争点になっていることをうかがわせる。

本節ではまず代表的な無政府主義リバタリアンのマレイ・ロスバードの見解を紹介し、次に現在移民規制を支持するリバタリアンの中で一番論じられることが多いハンス＝ヘルマン・ホッペの議論を検討してみたい。なおリバタリアン法学者のStephen Kinsellaの移民制限論もこの論

争の中でしばしば言及されるが、彼の議論はブログ上で発表されているだけで書物や雑誌論文の形をとっていないし、その内容もホッペのものと大差ないようだから、ここでは取り上げない。

ロスバードはかつて移民規制を政府による自由市場への干渉としてはっきりと批判していたが(Rothbard [1977] pp. 52-54, 81f.)、後に『自由の倫理学』では、彼の提唱する無政府リバタリアン社会では、あらゆる財産の利用にはその所有者の許可が必要になるから、移民する人権などというものではなく、「移民問題」は存在しなくなる、と主張した(ロスバード [2003] 140-1ページ)。しかし他人の財産を勝手に利用できないのは移民だけでなく、同じ国の国民にもあてはまることである。またロスバードをはじめ自然権論的リバタリアンの発想によれば、現在の国家においても誰もが自分の正当に所有している土地に移民を招待する自然権を持っているのだから、移民規制はその権利を侵害しているはずである。だから『自由の倫理学』が移民の規制を支持していると解釈することは強引だろう。

ところがロスバードは晩年になって、現在のアメリカの文脈の中で反移民の議論を説くようになった(Rothbard [1994]; [1995] pp. 406-9)。彼は言う。

私が移民に関する自分の見解を考え直すようになったのは、ソ連の崩壊に伴って、ロシア人たちがエストニアとラトヴィアの人々の文化と言語を破壊するためにこれらの国に流れ込むよう奨励されていたことが明らかになった時だった。……合衆国において事実上存在している、開かれた国境の制度は、あらゆる道路と公有地を管理している中央国家による事実上の強制的開放に帰するが、それは所有者たちの願望を一般的に反映していない。(Rothbard [1994] p. 7)

ここでロスバードは、①国家(あるいは民族?)はその文化と言語を保全する権利を持っている、②国家は公有財産を国民(ロスバードが引用文で「所有者たち」と言っているのは、公有財産の真の所有者たるべき国民のことだろう)の願望を反映する仕方管理すべきである、③現在のアメ

リカ人の多くは移民規制に賛成している、と想定している。さて③の想定は事実認識として正しいかもしれないが、①と②はリバタリアニズムの思想とは両立しにくい。第一に、普通リバタリアンは政府の任務は諸個人——それは国民に限られない——の権利を守ることであって、特定の文化の保護はそれを超えていると考えるし、第二に、公有財産の使用方法がある程度まで民主的に決定されるべきだとしても、それは個人権を侵害するようなものであってはならないからである。ロスバードはリバタリアニズムの本道を離れ、①においてナショナリズムに、②において無制限な民主主義に、それぞれ妥協しているように思われる。

晩年のロスバード以上に詳細に移民制限を提唱するリバタリアンはホッペである。ホッペは上記の雑誌に発表した2編の長い論文でアメリカの現行制度よりも厳しい移民規制の必要を熱心に説いているが、その中心となる論拠を一言でいうと、〈公有財産は本来私的に専有されるべきものだったのだから、それを事実上支配している政府はそれを納税者の欲するように管理しなければならない〉というもので、これはロスバードの議論の中の②の論点を詳細に展開したものである。次にホッペの議論を検討する。(なおイギリスで「古典的リベラル」を自称するデイヴィッド・コンウェイもConway [2004] pp. 40-44において似た議論をして、移民自由化論に反対している。)

ホッペは「自由貿易と移民規制を支持する議論」(Hoppe [1998])という論文で、一般的な理解に反対して〈貿易と移民とは一緒くたにされがちだが性質が異なるから、自由貿易を支持すると同時に移民規制を支持することは矛盾していない〉と主張する。彼は言う。——貿易においては財の売り手と買い手との間に合意があるが、誰からも招待されていない移民の場合はそのような合意がないから、移民は外国からの侵略者 (foreign invaders) であり、移民を受け入れる国家は国民に移民との強制的統合 (forced integration) を押しつけている。むしろ貿易と移民の間には〈貿易が自由になればなるほど、移民労働への需要は減少する〉という代替的な関係がある。

そしてホッペは、I 国人と異なった文化を持つ移民の受け入れは、I 国の富を物質的には増大させるとしても、移民を受け入れたくない I 国

人の主観的な効用を減少させ、社会を破壊するという想定によって、移民は規制されなければならないと主張する。しかもその規制のあり方は、現在のアメリカよりもずっと厳格なものでなければならない。ホッペがモデルとする無政府資本主義の社会では、あらゆる土地が私有地だから、招待された移民しかその土地に入ることはできず、「移民の自由」は存在しない。だが現実には政府が存在して、領土内に権力をふるい公有財産を支配している現状では、政府は国民の財産の被信託者として振舞わねばならない。具体的には、I国の私人から招待された移民だけが受け入れられるべきだが、親が自分の子どもの行為に責任を負うように、招待者は移民の滞在中のすべての行動について責任を負うとされる。ただし移民は無期限の土地所有権を得ることによって市民権を得られる。しかしともかくホッペの見るところでは、アメリカだけでなく、それよりも移民規制が厳格で外国人の土地取得に近く的所有者の合意も必要とされるスイスでさえ、現行の移民政策はあまりにも許容的にすぎるのである。

ホッペはその後「自然な秩序・国家・移民問題」(Hoppe [2002])という論文で、さらに移民規制論を敷衍した。ここで彼は次のように主張する。

——自然な秩序においては、同じ民族文化(ethno-culture. ホッペの用語法では人種、エスニシティ、言語、宗教、文化を含むとされる)を共有する人々が集まって個々にコミュニティを形成し、内的には同質だが相互に異質なそれらのコミュニティが、別々の場所に存在しながらも相互に有益な交易を行うだろう。そして地球のどこにも人が定住していると想定すると、あらゆる土地が私有地だから、自然な秩序においては「移住の自由」というものはありえない。なぜならどんな土地に行くためにもその土地の所有者の同意が必要だからだ。人々が道路や交通機関や商店を利用できるのは、その所有者の許可がある場合に限られる。同様にして、住宅地域でも誰に土地を売ったり貸したりするかは土地所有者が自由に決められることだが、経験的に人々は自分と同じ民族文化を持つ人々を隣人に持ちたがるから、実際には人々は自分が住んでいる土地からよその土地に移住することがほとんどないだろう(以上Ibid., sec. I)。

ところが領土内における立法の権限を独占する国家が設立されると、そこでは「移民」とは地域コミュニティ間の移動(マイクロ移住)ではなく、国境を越える移動(マクロ移住)を意味するようになり、それに伴って、移民する条件を決めるのは個々の土地所有者から国家になる。土地所有者が招待する人を国家が領土から排除することは「強制的排除」であり、誰も土地所有者が招待しない人を国家が受け入れることは「強制的統合」である。(以上Ibid., sec. II)

国家、特に再分配的な国家は民族文化に基づくコミュニティを解体し、強制的統合を行う。それは生活を非文明的で不愉快なものにする。(以上Ibid., sec. III)

国家が移民を受け入れることは、本来私有財産であるべき(しかし現実には公有財産になっている)土地や施設を移民に利用させることを意味する。さて私人から招待されていないのにある国にやってくる移民は、その国の福祉給付を求めているに違いない。そして国際的には、一般に移民の方向は貧しい国から豊かな国に向いている。それでも現在西欧や北米のような西側の福祉国家は移民枠の上限を決めて、招待されていない移民を受け入れているが、その政策の動機は、強制的統合を通じて、コミュニティとか教会とか家族とか部族といった、個人と国家の間に存在する中間的団体を解体し、国家権力を強化するところにある。(以上Ibid., sec. IV)

ところが「ウォーストリート・ジャーナル」の編集者などさまざまな「左翼リバタリアン」(これはホッペの用語法では、Peter Vallentyne, Hillel Steiner, Michael Otsukaなどのようにそう自称している哲学者たちではなく、ホッペと違って伝統や保守的道德を提唱しないリバタリアンのこと)は「開かれた国境」政策を主張するが、現在そんな政策をとったら、スイスやオーストリアやドイツは、ズルー人(南アフリカの民族)やヒンドゥー人やイボ人(ナイジェリア南東地域の民族)やアルバニア人やベンガラデシュ人の移民で一杯になって、福祉国家が崩壊するだけでなく——それだけならリバタリアンが憂慮することではない——、彼らの民族文化が輸入され、恐るべき内乱が生じて、われわれの知っている文明は消え去るだろう。そもそも外国人は国内の私有地だけでなく、公有地には

いりこむ権利も持っていない。なぜなら公有財産は無主物ではなく、本来私有財産であるべきなのに政府が人々から立法や課税によって取り上げたものであって、国民こそがその正当な所有者とみなされるべきだからだ。すると外国人との関係では国家は「私的なゲイテイド・コミュニティの門番」として行動すべきだ。国内の雇用者が移民労働者の受け入れにかかわるすべてのコストを負担する(そして公共施設をただで使わない)場合に限って、移民を受け入れるべきである。だがもっと根本的な解決策がある。中央集権の国家は独立した地方や都市や町や村に解体され、公有財産は私有化されるべきだ。そうすれば社会「問題」としての移民は消滅する——。(以上*ibid.*, sec. V)

以上がホッペの主張だが、私はそれにほとんど説得されない。その理由を以下に述べよう。(ホッペの議論の批判的検討としてGregory and Block [2007]; Block [2011a] [2011b]; Krepelka [2012]; Esplugas and Lora [2011] があり、私はそれらの論文に負うところが多いが、それらと以下の私見との間でもそれら同士の間でも見解の相違が多いので、以下では一々言及しない。)

最初に指摘しておきたいことは、ホッペが——そしてホッペの主張を批判する論者をも含めて*Journal of Libertarian Studies*の寄稿者の多くが——前提している無政府資本主義はかなり徹底したタイプのリバタリアニズムだが、今日リバタリアンと呼ばれる人々の中には、現在の福祉国家よりもはるかに小さく制限されているにせよ、ある程度の国家機能の正当性を認める最小国家論者や古典的自由主義者も普通含まれている、ということである。そしてここで論ずることはできないが、私はこの点で古典的自由主義に賛成する。ホッペをはじめとする無政府資本主義者たちは経済学でいう「公共財public goods」という観念自体を認めないのが常だが、私は市場では供給されないが誰にも有益な公共財というものは存在すると考える。政府が供給すべき公共財の中には、法秩序の維持だけでなく、道路をはじめとする移動・交易のための場所や施設も含めてよいだろう。

次に、政府による道路などの公有地の支配が、ホッペの考えるようにすべて不正であるにせよ、それとも私が考えるように正当化できる場合

もあるにせよ、ともかく事実問題として道路などの公有財産が存在する以上、それを前提としてリバタリアニズムに適合する移民政策を考えるならば、政府はそれをいかに管理すべきだろうか？ ホッペは政府は公有地を国民の多数派の意志に従って——ただし単純に人数によるのではなく、納税額に応じて——管理すべきだと考えているが、これはあまりに多数決民主主義を無批判に適用する発想である。それではたやすく多数派以外の人々の権利が多数派によって無視されてしまう。むしろ政府は公有財産を公共財として、つまり特定の人々——それが多数派にせよ少数派にせよ——の利益ではなく万人の利益になるように、管理すべきである。その方法は具体的には、公共財をその本来の用途である移動や運送のために、誰にでも利用できるようにすることだろう。つまり誰もが等しく公有財産を利用する自由を持つのである。ただし公有財産の性質によっては、その維持管理のための費用を負担しない人の排除を正当化できることもあるだろうが、外国から来た移民も国民と同様税金を払うならば、移民を排除する理由にはならない。

ただし以上の議論は政府が公有財産を支配することに正当性がある場合だった。だがしばしば国家による土地所有に正当な理由がない場合もあるだろう。その際、国家に代わって所有すべき、明白に正当な権限を持つ人が存在しないならば、その土地は自然権的リバタリアンの発想では無主物と考えることができるから、この場合も、国民だけでなく移民も自由に利用して構わないはずである。結局、自分の土地だけでなく道路や広場における利用の自由も含む「移動の自由」という権利を普遍的な人権として認めるべきなのである。

いずれにせよリバタリアンの観点からは、移民も国民と同様 I 国の法に服し税金を払うとすれば、ホッペのように国民と移民を全く異質の存在であるかのように取り扱う理由はない。リバタリアニズムはコスモポリタンな個人主義の思想であって、ある人物が国民であるか外国人であるかという相違に、道徳上内在的な意味を与えるものではない——個々人が重視するのは自由だが。

政府は公有地を国民の多数派が望むように管理すべきだというホッペの説は、自由な移民制度への反論として提案されたものだが、さらに外

国からの一時的な旅行者を締め出すためにも、また彼自身が支持する自由貿易を否定するためにも、利用できる。なぜなら観光旅行も貿易も国内の交易も、道路・港湾・空港などの公有財産を利用して行われるのだから、国民の多くが反対すれば禁止すべきだという帰結に至ってしまうからである。事実問題として、同国人の生産者に好意を持ち外国の生産者に反感を持っている国民は多いから、ホッペの提案を採用すれば、たとえ大部分の消費者の利益に反してでも、国内産業や食文化の保護といった名目のもとに自由貿易が妨害されることになりかねない。いやそれどころか、特定の民族や宗教の信者が圧倒的な多数派である国では、少数派の人々が公有財産を利用することさえも民主的多数決によって禁止されるかもしれない。国民のすべてが公有財産を利用する権利を等しく認められるとも限らないのである。

ホッペは〈貿易の場合は始めから輸入者の合意があるが、移民の場合には受け入れ手＝招待者がいるとは限らない〉という理由で、貿易と移民とは異なるという。しかし潜在的な労働者である移民はまずI国に入国しなければ、住居を探したり職を見つけたりすることができないし、国内には個々の外国人には会ってなくても役に立つ外国人なら進んで雇用しようという意欲を持った人も多いだろう。つまり移民の場合にも受け入れについて相互の合意が期待できることが多いのである。そしてあとで触れるように、財の貿易の方が人間の移住よりも社会におよぼす影響は大きいかもしれないが、それも程度の違いである。貿易と移民のアナロジーはやはり適切である。

次に〈移民の受け入れは国民に移民との統合を強制することになる〉というホッペの主張を検討しよう。文字通りにとれば、この主張は誇張である。I国が移民を受け入れるからといって、I国の国民が移民と同じ文化や伝統を共有したり、交際したりするように強いられるわけではない。I国の人々は自国民に対するのと同様、移民に対しても、彼らを追放したり彼らの権利を侵害したりしてはならないという消極的な義務を負うが、移民を積極的に歓待すべき義務を負うわけではない。

だが「統合」という言葉をもっと広く理解して、同じ地域に住んでいる人々はある意味で統合されていると解すべきだろうか？ しかしその

伝で言えば、移民が全く存在しない社会でも、人々は同国人との統合、あるいは少なくとも地域住民との統合を強いられているのである。誰もが自分の隣人——同国人であっても——のすべてに親しみを感じずるわけではない。隣人や同国人の中にも、決して付き合いたくないような人はたくさんいる。それでもわれわれは自分の隣人や同国人を選ぶ権利を持っているわけではない。同様に、われわれは自分が付き合いたくないような移民が自宅の隣に住むことを禁止する権利など持っていない。だから「統合」という概念をホッペのように広くとるならば、「強制的統合」は自由と衝突するものではない。むしろホッペの移民規制論は人々に対して外国人の排除を強制的に押しつけているのである。

またホッペはあたかも人は誰も自分と同じ民族文化を持った同質的なコミュニティに住みたがっているかのように考えているが、この想定にも説得力がない。コミュニタリアニズムの論者でさえ、ホッペほど極端に自分の地域コミュニティの同質性にこだわる人間像を想定している人は少ないだろう。都市居住者(に限られないだろうが、典型的には彼ら)の中には、自分の隣の家や隣の部屋に住む人が積極的に自分に迷惑をかけない限りどんな人であろうが気にしないし関心も持たない人がたくさんいる。このような人々にとっては、自分と同じ民族文化に属する人々に囲まれて生活しようとする人々が多い地域よりも、隣人にあまり関心を持たない人々が多い大都会の方がむしろ住みやすいだろう。そして現在の国家の中でも、ホッペが理想とするような保守的で排他的なコミュニティを作って生活することは可能である。ホッペは現代の国家が移民の受け入れによって伝統的なコミュニティを弱め、国家権力を強化しようとしていると主張するが、これは陰謀史観というものだろう。現代の福祉国家の政府は貧しい移民を決して積極的に受け入れようとはしないし、受け入れる場合も、労働力として役に立つからそうしているのである。

ホッペは〈開かれた国境という政策は膨大な途上国の移民を豊かな国々に招き寄せ、福祉国家だけでなく文明をも破壊してしまうだろう〉という主張も行う。このタイプの議論はリバタリアンに特有ではなく、移民規制論の中で一般的なものだが、それに対する典型的なリバタリア

ンの回答はいくつか考えられる。第一に、周知のようにリバタリアンは福祉国家を支持しないから、移民の流入が福祉国家制度と両立しないということは憂慮すべきことではない。次に前節で見たヒューマーのように〈移民規制論者の危惧の大部分は杞憂である〉と主張することができるだろう。実際移民の大部分は労働者であり、I国の経済に寄与するのだから。また〈無制限な移民の自由は確かに望ましくない帰結をもたらすかもしれないが、それは移民自体の問題ではなく、大きな政府や自由の制限がもたらす弊害なのだから、そういった元凶をなくすことの方をむしろ重視すべきだ。罪のない移民にその責任を負わせて自由を奪うことは、リバタリアニズムの原理をないがしろにするものである〉という議論もできる。たとえば移民規制論者に対するウォルター・ブロックの反論(Block [1998] [2011a] [2011b])の中にはこのような発想がしばしば見られる。

本節の最後では、〈移民は自由を尊重する社会それ自体を脅かしかねないから、そのような社会は移民の自由をたやすく認めるわけにはいかない〉という議論を考えてみよう。この発想はこれまで見てきたロスバードやホッペの論文の中にも見出せるが、彼らほど極端でないリバタリアンの思考の中に——そしてリバタリアンでない人々の思考の中に——見られることが一層多いようだ。何人かの例をあげる。

ラニー・エーベンシュタインのハイエク伝によれば、ハイエクは1987年にイギリスの「タイムズ」紙にサッチャーの移民制限政策に賛成する投書をして論争を呼んだが、その中でハイエクは、自分が移民制限を支持するのは反ユダヤ主義や人種差別によるものではなく、移民が社会に同化しにくいからだとして主張したとのことである(エーベンシュタイン [2012] 390f. ページ)。実際ハイエクはすでに『自由の条件』の中で、〈一般教育の主たる任務は、知識を与えることよりもむしろ価値の共通の基準を与えるところにある。それがなければ平和な共存は不可能だ。このことはアメリカの大規模な移民の時代には深刻な問題になる〉と言っていた(Hayek [2011] p. 500)。

ミーゼスは生涯を通じて大体において移民規制に反対していたが(私の別稿を見よ)、第二次大戦中は全体主義国からの移民に対する障壁を支

持した。リバタリアン歴史家リチャード・ライコは、この問題におけるミーゼスの見解の揺れを指摘して言う。

歴史と文化のためリベラルな社会秩序を支持しそうもない移民たちの流入によって、その秩序が脅かされる場合はどうだろうか？ [原文改行] 次の点で、自由な移民は他の政策決定とは異なったカテゴリーに属するように思われる。つまり、前者の帰結は、それらの決定を行う権威を担う民主的政治体の構成それ自体を永久にかつ根本的に変えてしまうのである。リベラルな秩序が存在するところがどこであれ、それは高度に複雑な文化的発展の産物である。ミーゼスは新しい移民をオーストラリアや合衆国のような受入れ国の文化に同化する必要を暗に認めていたが、そのことは彼がこの事実をよく意識していたということを示唆する。(Raico [2012] p. 291. Conway [2004] pp. 87-89も参照)

また公共選択論の創始者ジェイムズ・ブキャナンは、民主主義政体において移民が投票によって法律などの公的制度を望ましくない方向に変えてしまうという可能性を懸念した(Buchanan [1995])。リバタリアン哲学者のジョン・ホスパーズは露骨に党派的に、人口中における移民の割合が大きいカリフォルニアとテキサスでは民主党支持者が増えて共和党の優位が崩れてしまったと嘆き、開かれた国境に反対した(Hospers [1998])。

移民が受け入れ国の社会にもたらすかもしれない、望ましくない文化的影響に訴えかける移民制限論をリバタリアンはどう評価すべきだろうか——特に、その影響が、相対的に自由を尊重する社会それ自体を脅かすものとしたら？

まずブキャナンが指摘した投票という政治過程への影響については、ポピュリズムによる自由の浸食に対する防波堤として立憲主義体制を活用すべきだと言える。また移民が前からその国に住んでいる国民よりも愚かな投票をするかどうかは、簡単には決められないことである。そもそも定住する移民に選挙権が与えられても、投票者の中で移民の割合は限られたものだろう。大量の移民流入のために投票の結果が反自由主義

に傾くという現象よりも、国民に対する宣伝と国民自身の無知のためにそうなるという現象の方が、実際にはずっと多そうである。国民一般と移民一般を比較して、後者の投票の方が政治的に危険だと考えるのは強引である。要するに移民の流入がもたらす政治過程の反自由主義化の恐れは誇張されていると思われる。

しかし移民が選挙という政治過程を通じてではなしに、自由を尊重する社会の文化を変えてしまうという懸念は杞憂だろうか？

ここで文化という観念を「薄い」意味のものと「濃い」意味のものに区別することが有用である。確かに自由社会の維持のためには、強制的な制度だけでなく、その社会道徳を守ろうとするエートスも要求される。たとえば人の自由や財産を尊重し、やむを得ない事情がなければ約束を守り、嘘をつかない、という比較的明確な行動の規則だけでなく、むやみに威張らないとか悪口雑言を叩かないといったもっと漠然とした礼節が、いつでもどこでもではなくても普通は守られていることも必要だろう。(その内容を詳しく特定することは難しいが、ホップズが『リヴァイアサン』の第14-15章であげた「自然法laws of nature」と重なるところが多いように思われる。)これは普遍的で抽象的な「薄い文化」である。それに対して、私が「濃い文化」と呼ぶのは、特定の宗教や民族に結びつき、人生や宇宙の意味や芸術的価値に関する特定の信念を体現したもので、これを公的に強制することは個人の自由と両立しない。もっともホッペは宗教心とか家族重視の価値観とか異性愛といった保守的価値観——私のいう濃い文化に属する——が自由重視の社会に不可欠であるかのように語ることが多いが、私には賛成できない。たとえば日本とアメリカと西欧の社会はそれぞれに異なった歴史と文化と伝統を持っているが、それでも今では人権思想や民主主義や自由市場をある程度まで共有しているからである。前者は濃い文化であり、後者は薄い文化である。

濃い文化の強制に反対するリバタリアンの立場から見れば、歴史的に特定の民族が使ってきた言語を公用語に定めて教育するのは、たとえば英語や日本語がその言語で表現される豊かな文化の伝統の理解に欠かせない——それは事実だが——という理由によるのではなく、当該の社会の中でコミュニケーションをするには共通の言語を誰もが使えなければ

ならないという理由によるのでなければならない。法体系などの公的制度がその社会固有の文化と伝統を体現しなければならない理由はない。文明社会の普遍的な道徳と価値にとどまらない民族的アイデンティティや宗教の教育は、家族や私的な団体が行う分には自由だが、公的に強いられるべきものではない。

移民の問題に戻ると、移民が受入れ国で有力な濃い文化を共有しないことは全然問題でない。むしろ移民が異質な文化を持ち込むことは、受入れ国の文化を豊かなものにして、人々が文化を享受し創造する機会を増やすという点で望ましいものである(森村[2013]第9章二-三節を見よ)。しかしその一方、自由を尊重する社会に共通する薄い文化を守らないような移民を大量に受け入れることがその社会を脅かすかもしれないという危惧の方は無視できない。だが移民一般が薄い文化を共有していないと想定することは事実と反する。むしろ多くのリバタリアンはアメリカへの移民であるか、その子供だった。たとえばミーゼスもハイエクもランド(Ayn Rand. ロシア生まれの小説家・思想家)もカーズナー(Israel Kirzner. 南アフリカ出身の現代オーストリア学派の経済学者)もマチャン(Tibor R. Machan. ハンガリー生まれの哲学者)もホッペ自身も、外国からアメリカにやってきて、リバタリアニズムに寄与する重要な著作を発表した。そしてミルトン・フリードマンとロスバードとノージックはアメリカへの移民の子供だった。彼らがいなかったら、そもそも現代リバタリアニズムなど存在しなかっただろう。

もっとも移民規制論者の中には、私が今あげた人々はあくまでも例外で、大部分の移民は自由社会に敵対的だ、と反論する人がいるかもしれない。さらに〈自由な社会を作り出すのは、リバタリアン思想の華々しい英雄たちよりも、むしろ自由な社会の伝統を受けついできた無数の名もなき民衆だ〉とも言われるかもしれない。

私としては思想の影響力はばかにならないと思うが、この問題について誰もが納得するような答を出すことは困難だろう。だがともかく移民の自由が移動の自由という個人権の一部であるのに対して、移民一般が——あるいは特定の民族の移民にせよ——受入れ国の社会に及ぼすかもしれない影響は、漠然とした予測にすぎない。そんな漠然たる理由で移

民規制を正当化したら、政府に恣意的な権力行使の機会を与えてしまうだろう(Simon [1989])。自然権である人身の自由を保護するためには、人は誰でも薄い文化を共有していると推定すべきである。外国人一般が薄い文化を持っていないと考えるべきではない。また特定の宗教の信者だとか、特定の民族に属するとか、先祖がI国民だったといった事情も、考慮すべきではない。個々の移民候補者について、たとえば重大な犯罪の前科があるとか、暴力行為やスパイ行為を行おうとする明白な意図を持っているということが証明されない限り、外国からの移民と旅行者の入国と滞在を制限することは許されないと考えるべきである。

#### 4 実際的な結論

私は本稿でリバタリアンたちが移民規制について行ってきた賛否の議論を紹介したが、私の見解が基本的に否定論であることはすでに明らかだろう。しかしそれは今日の現実の世界、特に日本では、少数派の見解にとどまりそうである。なぜなら移民の完全な自由化に対してはいくつもの原因から強硬な反対があって、近い将来実現化するとは思にくいからである。その反対の原因は別稿と本稿ですすでにあげたが、その中でも有力なのは、①移民受け入れは労働者——特に低賃金労働者——から職を奪い、あるいは賃金を低下させるという懸念、②犯罪を増加させ社会の安全を損なうという懸念、③福祉国家を破綻させるという懸念、④移民となってやってくる外国人への嫌悪感である。(なおこれらの懸念は移民受け入れに対する正面きった反対論というより、〈移民を受け入れるよりも前に政府がまずすべきことがある〉という主張の中で利用されることもあるが、それらも移民受け入れをサボタージュする議論であることに変わりはない。)

反移民論のこれらの原因についてリバタリアンはどう対応できるだろうか？ まず①については、大部分のI国人にとって移民労働者の受け入れは利益になると答えられるが、E国からの移民よりも、I国の消費者よりも、失職するかもしれないI国の労働者をあくまで優先させて考える、徹底した国内限定平等主義者を納得させることは難しい。②につ

いても、社会の安全の低下が絶対起きないと保障することは無理である。③については、移民の大部分は労働者だろうからその懸念は誇張されているだろうし、そもそもリバタリアンは福祉国家に賛成していないのだが、福祉国家の支持者にとっては無視できない不安になりうる。④はそもそも尊重すべき考慮とは思えないが、現実政治の中では反移民運動の原動力として有力である。つまりどの原因も、程度の差はあれ現実の政治上は無視できない。

それゆえ移民規制に反対するリバタリアンは、移民の自由を部分的にでも実現させようとするならば、これらの反対の原因の力を弱められるような、何らかの妥協案に賛成しなければならないかもしれない。たとえば移民受け入れに資格制限を課して、労働能力やある程度の公用語の語学力や知能指数や健康を要求するという制度がしばしば提案されている。あるいはまた、移民受け入れにあたって料金を取り立てるとか、移民には入国後一定期間(たとえば数年間)福祉給付を与えないといった制度によって国庫への負担を小さくすることも考えられる。同様に移民に対して一定期間公民権を制限することによって、I国の社会に同化されていない移民が政治過程に及ぼす影響を減少させることもできるだろう。また移民が重い犯罪を犯した場合は国外に追放するという制度は犯罪の防止に資するかもしれない。これらは前の段落であげた移民反対論の4つの原因をかなりの程度まで減少させるだろう。実際これらの制度は、移民受け入れに基本的に反対しないリバタリアンや自由市場支持者たちの一部から提案されている(Huerta de Soto [1989]; Machan [1989]; Becker and Posner [2009] ch. 5)。

私は決してこれらの提案に進んで賛成するものではない。私がついている自然権論的リバタリアニズムはコスモポリタンな思想である。それは複数の国家が地球上に併存することを正当と認める以上、政府がすべての点で国民と外国人とを同様に扱うように要求するわけではないが、移動の自由といった基本的な権利において領土内で国民と移民(になろうとする人)とを区別して後者に不利益な取り扱いをするような制度には批判的たらざるをえない。しかしながら現在の大部分の国々の制約的な移民政策に比べれば、たとえこれらの条件つきであっても移民を受け

入れることは現状よりも大きな改善だろう。私は移民受け入れに対するこれらの条件に反対して一層開かれた移民政策を採用すべきだという意見には賛成するが、これらの条件を課することは移民しようとする人々にとって不平等だとか過酷だといった理由で移民を一律平等に阻止しようとする意見には賛成できない。

## 参考文献

- (( ))内の数字は、邦訳書については原書の刊行年、洋書については初版の刊行年である。雑誌*Journal of Libertarian Studies*は*JLS*と略す。)
- エーベンシュタイン、ラニー [2012] (2001) 『フリードリヒ・ハイエク』(田総恵子訳) 春秋社
- 桂木隆夫 [1992] 「日本社会と外国人受け入れ問題」井上・桂木・名和田『共生への冒険』毎日新聞社
- フリードマン、デイヴィッド [2003] (1989) 『自由のためのメカニズム』(森村進ほか訳) 勁草書房(第14章)
- 森村進 [2013] 『リバタリアンはこう考える』信山社
- 森村進 [2014] (予定) 「移民の規制は正当化できるか？」宇佐美誠編『グローバルな正義』(仮題)
- ロスバード、M.N. [2003] (1982) 『自由の倫理学』(森村進ほか訳) 勁草書房
- Becker, Gary S. and Posner, Richard A. [2009] *Uncommon Sense*, The University of Chicago Press.
- Block, Walter [1998] “A Libertarian Case for Free Immigration”, *JLS* vol. 13.
- Block, Walter [2010] “Libertarianism is Unique”, *JLS* Vol. 22.
- Block, Walter [2011a] “Hoppe, Kinsella and Rothbard II on Immigration: A Critique”, *JLS* vol. 22.
- Block, Walter [2011b] “Rejoinder to Hoppe on Immigration”, *JLS* vol. 22.
- Boaz, David [2008] *The Politics of Freedom: Taking on the Left, the Right, and Threats to Our Liberties*, Cato Insitute.
- Brennan, Jason [2012] *Libertarianism: What Everyone Needs to Know*, Oxford U.P.
- Buchanan, James M. [1995] “A Two-country Parable”, in W.F. Schwartz (ed.), *Justice in Immigration*, Cambridge U.P.
- Carens, Joseph H. [1995] (1987) “Aliens and Citizens: The Case for Open Borders”, in R. Beiner (ed.), *Theorizing Citizenship*, State University of New York

- Press. (最初1987年に *The Review of Politics*, Vol. 49に発表された論文の再録。)
- Casey, Gerard [2012] *Libertarian Anarchy: Against the State*, Continuum.
- Conway, Daiv [2004] *In Defence of the Realm: The Place of Nations in Classical Liberalism*, Ashgate.
- Esplugas, Albert and Lora, Manuel [2011] “Immigrants: Intruders or Guests? A Reply to Hoppe and Kinsella”, *JLS* vol. 22.
- Gregory, Alexander and Block, Walter [2007] “On Immigration: Reply to Hoppe”, *JLS* vol. 21.
- Griswold, D. T. [2008] “Immigration”, in Ronald Hamowy (ed.), *The Encyclopedia of Libertarianism*, Sage.
- Hayek, F. A. [2011] (1960) *The Constitution of Liberty*, The Definitive Edition edited by Ronald Hamowy, The University of Chicago Press.
- Hoppe, Hans-Hermann [1998] “The Case for Free Trade and Restricted Immigration”, *JLS* vol. 13.
- Hoppe, Hans-Hermann [2002] “Natural Order, the State, and the Immigration Problem”, *JLS* vol. 16.
- Hospers, John [1998] “Against Open Borders”, *JLS* vol. 13.
- Hudson, James L. [1986] “The Philosophy of Immigration”, *JLS* vol. 8.
- Huebert, Jacob H. [2010] *Libertarianism Today*, Praeger.
- Huemer, Michael [2010] “Is There a Right to Immigration?” *Social Theory and Practice*, Vol. 36, No. 3.
- Huemer, Michael [2013] *The Problem of Political Authority: An Examination of the Right to Coerce and the Duty to Obey*, Palgrave Macmillan.
- Huerta de Soto, Jesus [1998] “A Libertarian Theory of Free Immigration”, *JLS* vol. 13.
- Krepelka, Jan [2012] “A Pure Libertarian Theory of Immigration”, *JLS* vol. 22.
- Kukathas, Chandran [2014] “The Case for Open Immigration”, in Cohen, Andrew and Wellman, Christopher Heath (eds.) *Contemporary Debates in Applied Ethics*, Second edition, Wiley Blackwell.
- Locasky, Loren [2001] “Toward a Liberal Theory of National Boundaries”, in David Miller and Sohail H. Hashmi (eds.), *Boundaries and Justice: Diverse Ethical Perspectives*, Princeton U.P.
- Machan, Tibor R. [1998] “Immigration into a Free Society”, *JLS* vol. 13.
- Mises, Ludwig von [1996] (1927) *Liberalism*, The Foundation of Economic Educa-

tion.

- Palmer, Tom [2009] *Realizing Freedom*, Cato Institute.
- Narveson, Jan [2008] *You and the State: A Fairly Brief Introduction to Political Philosophy*, Rowman and Littlefield.
- Norberg, Johan [2003] *In Defense of Global Capitalism*, Cato Institute.
- North, Gary [1998] "The Sanctuary Society and its Enemies", *JLS* vol. 13.
- Raico, Ralph [2012] *Classical Liberalism and the Austrian School*, Ludwig von Mises Institute.
- Rothbard Murray N. [1977] (1970) *Power and Market*, Sheed Andrewes and McMeel.
- Rothbard, Murray N. [1994] "Nations by Consent: Decomposing the Nation-State", *JLS* Vol. 11.
- Rothbard, Murray N. [1995] *Making Economic Sense*, Ludwig von Mises Institute.
- Sciabarra, Chris Matthew [2000] *Total Freedom: Toward a Dialectical Libertarianism*, The Pennsylvania State University Press.
- Simon, Julian L. [1998] "Are There Grounds for Limiting Immigration?", *JLS* vol. 13.
- Wellman, Christopher Heath, and Cole, Phillip [2011] *Debating the Ethics of Immigration: Is There a Right to Exclude?* Oxford University Press.
- Wenz, Peter S. [2009] *Beyond Red and Blue: How Twelve Political Philosophies Shape American Debates*, The MIT Press.